

判決年月日	平成 2 3 年 2 月 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 0 5 6 号		
○ 名称を「液体収納容器，該容器を備える液体供給システム，前記容器の製造方法，前記容器用回路基板および液体収納カートリッジ」とする発明に係る特許について，引用例に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができ，特許法 2 9 条 2 項，1 2 3 条 1 項 2 号に基づいて特許を無効とした審決を取り消した事例			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

原告は，名称を「液体収納容器，該容器を備える液体供給システム，前記容器の製造方法，前記容器用回路基板および液体収納カートリッジ」とする発明（インクジェットプリンタに用いるインクカートリッジ等に関する発明）について特許出願し，平成 1 8 年 4 月 1 4 日，本件特許登録を受けた（特許第 3 7 9 3 2 1 6 号）。

被告は，平成 2 1 年 5 月 1 9 日，本件特許につき無効審判請求をしたところ，原告は，平成 2 1 年 8 月 3 日，請求項 3 等を削り，請求項 5 等の番号を繰り上げ，請求項 1 等の特許請求の範囲の記載の一部を改めるとともに，明細書の発明の名称及び発明の詳細な説明欄の各記載を改める本件訂正請求をした（本件訂正）。

特許庁が，平成 2 2 年 1 月 2 6 日，「訂正を認める。特許第 3 7 9 3 2 1 6 号の請求項 1 ないし 7 に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をしたので（無効 2 0 0 9 - 8 0 0 1 0 1 号事件），原告がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

なお，審決の理由の要点は，本件各発明は，その優先日当時，引用例たる甲第 1 号証（特開 2 0 0 2 - 3 7 0 3 7 8 号公報）に記載された発明及び周知技術に基づいて，当業者において容易に発明することができたもので，進歩性を欠くというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は，本件各発明の技術的課題，動機付け，本件各発明の構成の特徴に触れることなく，過度に抽象化した事項を周知技術として引用発明に適用して結論を導いた審決の容易想到性の判断は相当でなく，審決が周知技術の根拠として引用する甲第 3 号証等には，本件各発明の技術的課題は開示も示唆もされておらず，本件各発明と甲第 1 号証に記載された発明との相違点に係る構成に想到する動機付けに欠ける等として，審決の容易想到性の判断には誤りがあると判示し，審決を取り消した。